

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

ア 開始時の評価基準及び評価方法

原則として取得原価

取得原価が不明なもの

原則として再調達原価

ただし、道路、河川等の敷地は備忘価額1円としています。

イ 開始後の評価基準及び評価方法

原則として取得原価

再調達を行わないこととしています。

② 無形固定資産

取得原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの

該当なし

市場価格のないもの

取得原価

③ 出資金

市場価格のあるもの

該当なし

市場価格のないもの

出資金額

なお、出資先の財政状態の悪化により、出資金の価値が30%以上低下した場合には、相当の減額をしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 10年～50年

工作物 10年～60年

物品 2年～17年

② 無形固定資産

定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法の退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法の損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定方法に従っています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

法適用公営企業会計（病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）及び連結対象団体のうち(株)四日市市生活環境公社、(株)ディア四日市、四日市あすなろう鉄道(株)を除いて税込方式によっています。

物品の計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

① 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

| 名称 | 金額 | 事件番号 | 概要 (令和5年 3月31日時点) |
|-------------------|-----------------------|------------------|-------------------------|
| 校舎解体工事差止等 請求事件 | 算定不能 | 令和4年(行ウ) 第14号 | 第一審係争中 |
| 損害賠償請求事件 | 65,975,690円 +遅延損害金 | 令和4年(ワ) 第327号 | 第一審係争中 |
| 損害賠償請求事件 | 330万円 +遅延損害金 | 令和5年(ワ) 第23号 | 第一審係争中 |

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計等 一般会計、土地区画整理事業特別会計
- ・全体会計 競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、
食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計、
介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、
水道事業会計、市立四日市病院事業会計、下水道事業会計
- ・連結会計 四日市港管理組合、朝明広域衛生組合、
三重県市町総合事務組合、三重地方税管理回収機構、
三重県後期高齢者医療広域連合、
(公財)三重北勢地域地場産業振興センター、
(公財)四日市市文化まちづくり財団、四日市あすなろう鉄道(株)、
(株)四日市市生活環境公社、(株)三重県四日市畜産公社、
(株)ディア四日市、(社福)四日市市社会福祉協議会

② 一般会計等と普通会計との対象範囲の相違

なし

③ 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数を会計年度末の計数としています。

④ 金額表示

表示単位未満の金額を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（普通会計）

| | |
|----------|------|
| 実質赤字比率 | — |
| 連結実質赤字比率 | — |
| 実質公債費比率 | 2.8% |
| 将来負担比率 | — |

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

| | |
|-------|-----------|
| 繰越明許費 | |
| 一般会計 | 5,162 百万円 |

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額（一般会計）

| | |
|-----|------------|
| 土地 | 8,512 百万円 |
| 建物 | 16,421 百万円 |
| 工作物 | 6,132 百万円 |
| 立木竹 | 10 百万円 |
| 物品 | 1,363 百万円 |

上記の金額は、貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額 なし

③ 基金借入金（繰替運用） なし

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

63,427 百万円（普通会計）

- ⑤ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

| | |
|---|------------|
| イ． 一般会計等に係る地方債の現在高 | 39,165 百万円 |
| ロ． 債務負担行為に基づく支出予定額 | 10,808 百万円 |
| ハ． 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等から繰入見込額 | 48,669 百万円 |
| ニ． 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 | 7,781 百万円 |
| ホ． 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 | 13,407 百万円 |
| ヘ． 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 | — |
| ト． 連結実質赤字額 | — |
| チ． 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 | — |

- ⑤ 貸借対照表に計上されたリース債務金額

1,148 百万円

- ⑥ 建物のうち 4,681 百万円は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

- (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰（不足）分

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,684 百万円（一般会計等）

- ② 既存の決算情報との関連性（一般会計等）

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は一部の特別会計を含む「一般会計等」を対象範囲としています。また、歳入歳出決算書の集計元となる歳入歳出執行伝票の集計に加えて、資産・負債などのストック情報や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

| | |
|-----------------|------------|
| 業務活動収支 | 13,971 百万円 |
| 投資活動収入の国県等補助金収入 | 3,427 |
| 固定資産無償所管換 | 792 |
| 減価償却費 (△) | 10,403 |
| 賞与等引当金繰入額 (△) | 1,405 |
| 退職手当引当金繰入額 (△) | 988 |
| 徴収不能引当金繰入額 (△) | 46 |
| 損失補償等引当金繰入額 (△) | 38 |
| 資産除売却損 (△) | 345 |
| その他資産・負債等の増減 | 1,529 |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | 6,494 |

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

| | | |
|-----------|----------------|------------|
| 一時借入金の限度額 | 一般会計 | 23,000 百万円 |
| | 競輪事業特別会計 | 7,000 百万円 |
| | 国民健康保険特別会計 | 1,500 百万円 |
| | 食肉センター食肉市場特別会計 | 230 百万円 |
| | 農業集落排水事業特別会計 | 100 百万円 |
| | 介護保険特別会計 | 1,300 百万円 |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 1,000 百万円 |
| | 水道事業会計 | 1,000 百万円 |
| | 市立四日市病院事業特別会計 | 1,000 百万円 |
| | 下水道事業会計 | 4,000 百万円 |

一時借入金に係る利子額 該当なし

④ 重要な非資金取引 (一般会計等)

| | |
|----------|------------|
| 減価償却費 | 10,403 百万円 |
| 徴収不能引当金 | 362 百万円 |
| 退職手当引当金 | 13,407 百万円 |
| 損失補償等引当金 | 7,781 百万円 |
| 賞与等引当金 | 1,405 百万円 |
| 固定資産除売却損 | 345 百万円 |